



NIPPON
SHOKUBAI
Group

日本触媒グループ
CSR 調達ガイドライン

日本触媒グループは、グループ企業理念「TechnoAmenity ～私たちはテクノロジーをもって人と社会に豊かさと快適さを提供します」のもと、持続可能な社会の実現に貢献すべく事業活動に取り組んでおります。

また、調達活動においては、サプライチェーン全体における社会的責任を果たし持続可能な調達に努めており、持続可能な調達の推進のためには、お取引先の皆様のご理解、ご協力が不可欠であると考えております。

この考えの下、お取引先の皆様に当社グループと共に取り組んでいただきたい事項を、CSR 調達ガイドラインとしてまとめました。お取引先の皆様には当ガイドラインの内容をご理解いただき、取り組みを行っていただけますようお願いいたします。

1. コンプライアンス

(1) 各国・地域の関係法令・規則と企業倫理の遵守

事業活動を行う各国・地域の関係法令・規則などを遵守し、誠実性・公正性・良識性・主体性・遵法性をもって行動します。

(2) 不正行為の予防・早期発見と是正

不正行為の予防・早期発見と是正のため、不正行為を知った関係者が直接報告できる体制を整えます。また、その際、通報者の秘密を守り、不利益を与えないよう公正に取り扱います。

2. 公正・誠実な事業活動

(1) 公正な情報開示

会社情報の開示は、関係法令に従い適時かつ正確に行い、透明性を持って説明責任を果たします。

(2) 公正かつ自由な取引

事業活動を行う各国・地域において適用される公正かつ自由な競争・取引に関する法令や規則を遵守し、販売、購買、研究・開発、製造において、自由競争を制限する行為（私的独占、カルテル、不公正な取引）をせず、公正で自由な事業活動を行います。

(3) 腐敗・汚職の防止

- ① 公務員等への不正な利益供与・申出・約束、その他の各国・地域の法令に違反する行為を一切行わず、腐敗・汚職に関与しません。また、法令に違反するファシリテーションペイメント（手続迅速化のための少額の支払）は行いません。
- ② 第三者がこれらの違反行為をなすことについて、教唆、幫助、承認等を行いません。
- ③ お取引先への社会通念上妥当な範囲を超える贈答・接待を行わず、また、受けません。
- ④ 寄付・政治献金を行う場合には、各国・地域の法令を遵守します。

(4) 輸出入関係法令の遵守

- ①原材料・製品の輸出入にあたっては、関係法令に従い適切な輸出入手続をとるとともに、禁制品の輸出入は行いません。
- ②国際的な平和と安全の維持を妨げる大量破壊兵器（核兵器、化学兵器、生物兵器など）の生産に使用される材料、製品または情報としての技術を輸出しません。

(5) 知的財産の尊重・活用

- ①特許、商標、意匠、ノウハウ、営業秘密、各種著作物は重要な会社財産であり競争力の源であることを心得、その権利保護に努めるとともに、適切に利用します。
- ②製品の製造、販売、研究開発およびサービスの提供等の事業活動において、他者が所有する知的財産を尊重し、侵害しません。

(6) 情報セキュリティ

- ①情報資産や情報システムへのアクセス管理を徹底し、不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊および利用妨害などの発生を防止します。
- ②コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する対策を講じ、自社および他者への被害を最小限に留めるようにします。
- ③万一、インシデントが発生した場合の対応体制を継続的に見直します。

(7) 秘密情報の管理

- ①業務上知り得た会社または他者の秘密情報を厳重に管理します。
- ②所定の手続きなく開示、漏えいせず、本来の目的以外の使用、および関係者以外の閲覧を許容しません。

(8) 個人情報およびプライバシーの保護

個人のプライバシーを尊重し、必要かつ適正な範囲に限り個人情報を収集します。また、収集した個人情報は厳重に管理・保護します。

(9) 個人的利益相反行為の禁止

- ①職務上知り得た情報に基づいて、個人の利益を図る行為、または会社の利益と相反する行為は行いません。
- ②職務上の地位や権限を乱用し、または職責に反して、個人の利益を図ったり、または会社の利益を損なうことはしません。
- ③会社と競合する取引を自ら行ったり、または競合会社の経営者や主要な出資者になるなど、会社と競合する行為を行いません。

(10) 反社会的勢力への対応

- ①社会の秩序・安全や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係、不正な資金洗浄

(マネーロンダリング)、関係者への利益供与等を含め、一切関係を持ちません。

②反社会的勢力からの不当要求には毅然とした態度で臨み、拒絶します。

3. 人権の尊重

(1) 人権の尊重

①あらゆる人の人権を尊重し、事由の如何を問わず不当な差別や個人の尊厳を傷つけるいかなる行為も行いません。

②人権に関する国際規範や各国・地域の法令を遵守し、人権侵害を予防します。万一、人権侵害があった場合には、これに公正・適切に対応します。

③事業活動が人権に与える影響を認識し、人権侵害を行うまたは人権侵害を助長する企業や団体に対する製品提供、パートナーシップ、企業や団体からの製品・サービスの購入などのあらゆる連携を行いません。

(2) 強制労働・児童労働の禁止

いかなる場合においても強制労働、児童労働、奴隷労働および人身売買による労働は行いません。またサプライチェーンの強制労働、児童労働、奴隷労働および人身売買による労働も許容しません。

(3) 差別の禁止

いかなる場合においても、性別、年齢、国籍、人種、民族、社会的身分、出身、思想、信条、宗教、身体的特徴、性的指向、性自認、疾病および障がいの有無などによる差別を行いません。

(4) ハラスメントの禁止

いかなる場合においても、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど、精神的、肉体的であるかを問わず、他人に対して差別的な言動、脅威や不快感を与える言動を行いません。

4. 公正な雇用・労働・処遇

(1) 適正な賃金の支払い、適切な労働時間の管理

雇用・労働の健全性を確保し、賃金、労働時間、休暇等の従業員の処遇は、各国・地域の関係法令に準拠します。

(2) 従業員の結社の自由、団体交渉権の尊重

各国・地域の関係法令に則り、労働組合を結成あるいは労働組合に参加する権利、および団体交渉の実施や平和的な集会に参加する権利を尊重します。

(3) 平等な機会の提供

業務遂行能力や実績に応じて処遇を公正に行います。

5. 環境の保全

(1) 地球環境との調和

より良い地球環境を次世代に引き継ぐという意味のもと、大気や水域など環境への有害物質の排出を抑え、環境問題の解決に主体的に行動します。

(2) 気候変動への取り組み

事業活動における二酸化炭素などの温室効果ガス（GHG）の排出量削減に加えて、サプライチェーン全体での排出量削減などにも寄与し、カーボンニュートラルの実現に貢献します。

(3) 資源循環の推進

限られた貴重な資源（水資源を含む）の持続可能な活用のため、省資源、省エネルギー、廃棄物の管理と削減、再利用、再資源化、バイオマス・リサイクル原材料利用等に積極的に取り組みます。

(4) 生物多様性の保全・回復

事業活動が生物多様性に正と負両方の影響を与えることを認識するとともに、生物多様性の保全・回復への理解と認識を深め、生物多様性に配慮した活動を推進します。

6. 製品の安全性・品質の確保

(1) 安全・安心な製品・サービスの提供

事業活動を行う国や地域の法令を遵守し、またお客様の品質基準を満たす製品、サービスを提供します。

(2) 安全・品質情報の提供

製品やサービスの提供にあたっては、安全な使用方法や品質情報など、必要な情報をわかりやすく適切に提供します。

(3) 化学物質の適正な管理

- ①製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理します。
- ②すべての製品に対して、各国の法令等で指定された化学物質を管理します。

7. 保安防災と安全衛生

(1) 保安防災の徹底

保安防災に関わる法令やルールを遵守し、爆発、火災、有害物質の漏えいなど環境・社会に影響を及ぼす事故や災害を未然に防止するための諸施策を実施徹底します。また緊急時の対応策を準備し、職場内に

周知徹底します。

(2) 職場の安全衛生

- ①労働災害の撲滅に取り組み、労働安全衛生に関わる法令やルールを遵守します。
- ②自身やともに働く人の健康に配慮し、誰もが安心して働ける安全で快適な職場環境の維持・向上に努めます。

(3) 事業継続

地震、洪水などの自然災害や感染症、サイバー攻撃などの脅威が発生した際に早期復旧ができるように、事業継続計画（BCP）を策定するなど運用体制を構築します。

8. サプライチェーン

(1) 持続可能な調達の実践

- ①事業活動はサプライチェーンにおける多くの企業や人々の協力をもって成り立っていることを踏まえ、誠実で適正な取引を行い、責任ある調達を推進します。
- ②サプライチェーン全体において社会的責任を果たすべく、自社のお取引先に本ガイドラインに配慮した調達活動を実践いただくための周知・浸透に努めます。

(2) 責任ある鉱物調達

紛争鉱物について継続的に調達先の実態を把握し、責任ある鉱物調達を推進します。

9. 地域社会への貢献

(1) 地域文化などの尊重

- ①事業活動を行う各国・地域の自然・文化・伝統・慣習を尊重し、地域社会と協働し、地域の発展に貢献します。
- ②現地調達や現地の人材活用を通じて、地域社会への参画と発展に努めます。

以上

2026年4月改定